

横浜合同法律事務所 9条の会ニュース

横浜市中区日本大通17番地

JPR横浜日本大通ビル8階

横浜合同法律事務所

TEL045-651-2431 Fax045-641-1916

2006. 10. 13 第2号

春に続いて「横浜合同法律事務所9条の会」ニュース第2号を発行いたします。
前回（6/22）の横浜合同9条の会の講演会企画には35名もの方々にご参加いただきました。
企画の第2弾も計画しております。下記ご案内をご覧の上、ご家族・ご友人とお誘い合わせの上、多くの方々にご参加いただければ幸いです。



横浜合同法律事務所9条の会 独自企画のご案内

「すぐそこにある怖い学校」～「教育改革」の本当の姿～

独自企画第2弾は、「学校教育」について考える集いを企画しました。

今テレビや新聞で教育基本法の「改正」をはじめとした「教育改革を」などと言う人が多いですね。安倍晋三首相や石原都知事などがその典型です。どうしてあの人たちが教育を変えたいと思っているのか、考えたことはありますか？毎年成人式に出てくる礼儀をしらない子どもたちがいるから？それとも残忍な少年事件が増えているから？ニートやフリーターが増えているから？ところが、教育基本法どう変えようとしているのか見てみると、これらのこととは全く関係の無いところばかりが変えられようとしています。

戦中、教育は、国に牛耳られ、教育勅語によって日本臣民は天皇のために死ぬべきだと教えられ、戦争に利用されました。その反省から、国は教育内容にまで介入してはいけなくなっています。

ところが、今国は「子どもに何を教えるか」という教育にとって一番重要なところに首をつっこむことができるように変えようとしています。国が子どもに直接教育内容を押しつけることができるように変えようとしているのです。これを変えたいがために、少年犯罪やニート・フリーターなど教育基本法と何の関係もないけども人が興味を持つであろう話をして誤魔化しているわけです。

一方で、このような国家権力が教育に入り込む動きは、東京都で既に始まっています。そればかりか、そのお隣のここ神奈川県でも徐々に始まってきているのです。私たちが知らない間に進められている「教育改革」の実態、これを東京の学校の先生に聞いてみたい、そう思ってこの企画を考えました。お子さんやお孫さんの置かれている今の学校の現状を考えてみませんか？

日時 2006年12月2日（土） 午後2時～ 2時間程度

場所 横浜ワールドポーターズ 6階会議室 （最終頁の地図をご参照下さい）

講師 東京都の教職員（予定）

参加費 無料（会員になっていない方でも、お誘い合わせの上ご参加ください）

♪ 参加希望の方は、開場整理の関係上、予めご一報をお願いします ♪



特集 1

9.26 安倍政権が発足しましたが・・・

安倍政権の方針と国民の希望とのズレ



9月20日の自民党総裁選挙において、安倍晋三氏が第21代の自民党総裁に選出され、同月26日の特別国会において、第90代の内閣総理大臣に選出されました。

安倍氏は、政権公約の冒頭に、「新たな時代を切り開く日本に相応しい憲法の制定」を掲げ、5年以内の憲法改正を目指すとともに、内閣の重要課題として、憲法改正の手続法たる国民投票法の制定、教育基本法の改正、共謀罪の創設、防衛庁の「省」への格上げ、自衛隊の海外派兵を恒久化させる法律等の制定を掲げています。

しかし、国民の多くが新政権に望むことは、崩壊寸前と言われる国民年金の立て直しや、景気回復の恩恵を庶民にも還元する等、身近な生活の安定のはずです。

この点について、安倍氏は、「再チャレンジ可能な社会」という表題こそ掲げていますが、何らの具体的施策を伴うものでもなく、単に理念を示すだけで、ニートやフリーター問題を、チャレンジすらしようとしない本人の責任として処理しようとしています。

このニートやフリーター問題に対する姿勢は、強く優秀な人間には手厚く報いる一方、弱者の困窮を、その人の能力や努力の不足を理由として正当化するという、強者の論理に則った政権であるという意味で、安倍政権の本質を表すものと言えます。



また、憲法・教育・安全保障、いずれの問題についても、議論は十分になされたとして、場合によっては重要法案の採決において、強行採決にも踏み切らんとする姿勢を示しています。

しかし、これらの重要法案について、国民の多くは議論が尽くされたとは思っていないはずで、現に、教育基本法の改正について、先の通常国会会期中に、現在の国会において改正を実現させるべきか否かの世論調査が複数行われましたが、改正に賛成と答える人、反対に答える人の数を足しても、議論が尽くされていないと感じる人の数には遠く及ばないとの世論調査の結果が多数出ています(①2006年5月16日毎日新聞世論調査—今国会で成立させるべきだ17%、今国会にこだわる必要はない66%、今国会で否決し、廃案にすべきだ7%、②2006年5月18日フジテレビ「報道2001」調査—今国会で成立させるべき23%、成立させるべきでない61%、その他、分からない16%、③2006年5月24日朝日新聞世論調査—今国会で成立させるべき12%、議論を続けるべき73%、改正する必要はない9%)。

それにもかかわらず、今秋からの特別国会において、教育基本法の改正に突き進まんとする安倍政権の姿勢は、衆議院における圧倒的数的有利を最大限に利用し、今こそ、自民党結党以来の悲願であった、教育基本法の改正、そして、その先にある憲法改正を実現しよう、そのためには、国民の反対や疑問などは圧殺してしまえと言わんばかりの姿勢であり、安倍氏の祖父であり、日米新安全保障条約の締結に突き進んだ「昭和の妖怪」岸信介氏の政治手法を連想させるものです。

国民に議論を尽くさせない、国民軽視の姿勢は、法案制定に突き進むという国会戦術だけでなく、法案の中身にも現れています。



具体的には、憲法改正の国民投票法案では、国民の自由な議論を封じる工夫が多数なされていますし、共謀罪も、話し合いをただで犯罪の成立が認定されるおそれが払拭されていませんから、国民の自由な議論を封じ込めるための警察権力の道具として機能してしまう危険を孕んでいます。



以上のように、安倍政権の本質は、力による政治、強者に優しく弱者に冷たい政治、国民に自由な議論をさせない政治に他なりません。

安倍氏は、歴代の総理大臣の中でも若く、金銭や女性絡みのスキャンダルに無縁だっただけに、清潔感を持った政治家かもしれません。また、安倍氏には安倍氏なりの理念・信念があることでしょう。

しかし、安倍政権が最重要として掲げている政策は、いずれも国民の願いとはかけ離れた政策ばかりですし、国民が最も強く求めている年金や福祉、ニートやフリーター問題については、単なる理念が示されているだけです。

真面目に一生懸命働けば、暮らしていくことに不自由な会を実現して欲しいという庶民の願いには耳も貸さず、自分の正義と信念を、反対する人たちにも押しつけようとする安倍政権の行方には、強い警戒心を持って、注視していかなくては

→



い 社
た ち
倍 政
な り

韓国ハンギョレ新聞掲載の安倍内閣風刺画「舵を右へ右へ」

?? ご存知でしたか?? ～イタリア・国民投票による憲法改正の阻止～

6月26日、イタリアで憲法改正案に対する国民投票が実施され、反対 61.7%、賛成 38.3%によって、憲法改正案が否決されました。

この憲法改正案は、中道右派のベルルスコーニ前政権が提案したのですが、その内容は、首相に権限を集中させるとともに、地方分権を強化するもので、ファシズム独裁への反省に立ち、権力を分散させていた現憲法の理念を変更するものであり、同時に、深刻な南北格差を抱えるイタリアにおいて、州の権限を強化することは、富める北部が貧しい南部を切り捨てることを可能にするという側面をも持つものでした。

イタリアは、議会において3分の2以上の賛成を得れば、議会の議決だけで憲法改正を行うことができますのですが、議会の賛成が半数を超えても3分の2には届かなかった場合には、50万人の署名を集める等の方法で、憲法改正について国民投票の開催を求めることができる制度になっています。そして、今回の国民投票も、議会において憲法改正案が3分の2以上の賛成を得られずに終わったために、現行憲法の堅持を願う人々が、50万人を超える署名を集めたことで実現したものでした。

すなわち、国民の願いとは相反する憲法改正を目論んだベルルスコーニ前政権の野望を、国民が主体的に行動することで阻止したということであり、独裁への危険や、格差拡大を助長する危険性を秘めた憲法改正に対して、国民が「NO」という意思を毅然と表明したのです。

イタリアとは異なり、我が国では、憲法改正を行うには常に国民投票が必要とされる制度になっています。そのため、今後、どのように事態が推移したとしても、憲法改正を行うには、国民投票を経る必要があります。私たちの意思を、直接、国政の場で示すことができる制度になっています。ところが、現在、国会で審議されている国民投票法案では、国民の自由な議論を封じるような仕掛けが多数施されるとともに、自党内には、そもそも憲法改正について、国民投票を行うことを定めている憲法96条を改正して、国民投票を行わないで、国会の議決だけで憲法改正を可能にするような憲法改正を主張する声さえあるほどです。

憲法は国家権力を制限し、私たちの大切な自由や権利を守ってくれる、掛け替えのない存在で

す。

その憲法が改正される際、私たちの意見を全く聞かないということなど言語道断ですし、時として、イタリアにおける国民投票のように、「国民の代表者」であるはずの議会の議決を、国民自身が否決することもあるのです。

そのような観点から、現在の我が国における国民投票法案をめぐる議論を見直すとき、国民に自由な議論をさせないような仕掛けが施されている法案を成立させようとする人々は、やはり、何らかの不当な目的を持っているとしか考えられません。

イタリア国民の良識に対して敬意を表しつつ、我が国における国民投票法案の審議に対しては、誰が、どのような意図で、どんな仕掛けを盛り込もうとしているのか、しっかりと注視していく必要があります。

特集 2



横須賀強殺米兵事件・原子力空母母港化問題

本年6月の横合9条の会では、神奈川の基地問題について考える集いを行いました。その際、基地被害として、横浜緑区の米軍ジェット機墜落事故の被害者である椎葉さんのお話を聞きました。二度と同じような被害を出してはいけないとの強い思いから、訴訟を提起し、大勢の支援と大変な苦勞の末に、画期的な判決を獲得した感動的なお話でした。

ところが、そんな人々の思いにもかかわらず、本年1月3日未明に発生した米軍空母キティホークの乗組員による横須賀の強盗殺人事件が発生しました。そればかりか、その際の米軍・国の対応等が、椎葉さんのときとほとんど変わらず、改められてこなかったことを椎葉さんの話を聞きながら痛感し、怒りを禁じ得ませんでした。

横須賀強盗殺人事件の被害者の夫山崎さんは言います。「自分もこれまでは、基地の問題について真剣に考えたことはなかったが、自分の身に起こって痛感した。基地がある限り誰かが被害者になる。こんな思いはもう誰にもして欲しくない。事件が忘れられてしまって、また同じ事が繰り返されることにならないよう、自分の残りの人生の時間を使いたい。自分に出来ることは何でもやりたい。」

このような思いから、山崎さんら被害者の遺族の全員が、米兵と国（米軍の責任）を相手に、本年10月中には損害賠償を提訴することとしたのでした。

折しも、横須賀では、市長が選挙公約に反して原子力空母の受け入れを表明し、大きな問題となっています。ひとたび事故が起こったときは首都圏全域にまで被害が及ぶことになりかねず、これまでは断固拒否を貫いてきたのでした。にもかかわらず、米軍の強い要請によって、原子力空母の母港化が、強行されようとしているのです。

これに対して、事態は原子力空母の受け入れという重大な問題であり、市長に投票した市民の意思にも反する以上、市長が決めてしまえる問題ではないとして、改めて直接市民の声を聞くために、住民投票条例を制定させるべく、11月中旬から1ヶ月間で市内有権者の50分の1以上の署名を集める運動が始まります。

基地被害の責任を追及し、基地のない神奈川を実現するために、私たちも、山崎さんらと共に奮闘していこうと思います。

?? 国民保護?? ～国民保護計画について～

有事法制の一環をなす国民保護法に基づいて、武力攻撃事態等の場合の具体的な国民保護計画が、国、都道府県、市町村のそれぞれの段階で検討され、平成19年3月までには、国民保護計画が出そろった状況になっていることをご存じですか。

国民保護計画自体、敵国軍隊の着上陸があった場合等8つのケースを想定し、国民の避難・救援等をどのように実施するかについてのもので、想定自体にどこまで具体性があるのかという問題はありますが、この計画の問題点はそのようなものに止まりません。最大の問題は、そのような武力攻撃事態に備えて、「平素からの備えや予防」が実施され、これによって有事が日常化され、日常的に国民統制が行われていくことです。

国民保護計画では、国民の協力は自発的にとされ、文言上は、有事を想定した避難訓練等に参加することは強制されないことになっています。しかしながら、これらの訓練は、自治会・町内会・学校等が主体となって行われ、市町村は、訓練の普及・啓発活動を行っていくことが義務付けられています。

日の丸・君が代も、法律制定時の国会答弁では強制はされないことが明確にされていましたが、実際には入学式や卒業式で処罰まで用いた強制が行われているのが実情です(東京地裁判決は、その違法・無効を明確にしましたが東京都はこれに従わずに控訴しています)。

避難訓練の参加者の人数の報告から始まり、不参加者の氏名の届け出が義務付けられ、どこそこの町内会の参加が悪いということが公然と非難されるようになっていったとき、訓練に参加しない者は「非国民」と言われ、「反体制的でけしからん」と言われる事態になっていく危険性を、まだ、踏み絵を踏まされないで済んでいる今だからこそ、冷静に考え、行動を始める必要があると思います。



会員様アンケートのご紹介

去る6月22日、横浜合同9条の会の企画第1弾として、神奈川の基地を考える集いを企画いたしました。この企画についてのご報告は、8月に発行いたしました事務所ニュースの14頁に記載されておりますのでお目通しいただければ幸いです。

今回は、参加者の方々から頂いたアンケートの中から、ご自身の大変貴重な経験をお寄せいただいたものをご紹介します。内容は、1977年に起こった緑区の米軍ジェット機墜落事故についてのものです。当時の日本における米軍と日本の力関係を象徴している場面ではないでしょうか。

「大変、有意義な集まりだったと、感じました。特に椎葉様のお話には心打たれるものがありました。私事ですが、米軍墜落の日その時刻に、藤が丘で友人と二人で喫茶店でお茶を飲んでいました。突然ドーンというかなり大きな音がしました。暫くして誰かが飛行機がおちた様だと叫びました。友人が見に行こうと言いましたので、黒煙を頼りに未だ造成中の現場に着きました。もうその時は米軍の兵士が4、5人ヘリコプターで来ていました。現場の整理も未だされておらず現場保存の為でしょうか、米軍兵士はライフル銃を水平にかまえ引き金に指を掛けていました。

30分か1時間くらい時が過ぎ、制服制帽の日本の警官が10名位パトカーで来ました。すると色の非常に黒い大きな米軍兵士が、銃床を肩につけ日本の警官に照準を合わせNOと大声で叫び現場には入れませんでした。日本の警官は時間的にも神奈川県警本部でも警視庁でもなく当時の緑警察

の警官の様でした。制服制帽の様子から署長か副署長の様に私には思えました。米軍兵士に銃で威嚇された日本の警官はその場に立ち止まるどころか、10m位後退しました。真ん中にいた署長か副署長は私の目の前で両手両足をガタガタと震わせて立ち竦んでいました。その内米軍ヘリコプターが何機か飛来し我々野次馬も日本の警官も銃で威嚇されて全員退去させられました。その時私は嗚呼まだ日本は占領下なんだなーと思いました。」

**** 6.22 の企画で使用しましたビデオ、DVDの販売を取り扱いしております ****

ご希望の方は当事務所9条の会宛にご連絡下さい。

「黙っていると100年先も基地の街ー米軍再編 神奈川のたたかい」

価格： ビデオ、DVD 各2,700円



2006年原水爆禁止世界大会へ行ってきました

8月2日から9日までの間、原水爆禁2006年世界大会が広島・長崎で行われました。私たちの事務所からは弁護士及び事務局有志、司法修習生(合計6名)で広島大会へ参加してきました。8月4日、広島に降り立った私たちは、まずお好み焼きで腹ごしらえをした後に、広島市グリーンアリーナで行われた総会に参加しました。会場となっていたグリーンアリーナには、日本全国からだけではなく世界中から核廃絶・世界平和を願う7千人を超える人々が集まっていました。総会では、各国からの来賓の挨拶や、日本国内における活動状況の報告や現広島市長の特別報告などがあり、平和について真剣に考える人々が大勢いることを確認し、少し安心しました。また今回の世界大会では、総会が行われている最中に、広島地方裁判所において原爆症認定訴訟の勝訴判決が下されたというニュースが飛び込んできました。この訴訟は原爆のためガンや白内障などの病苦に悩んできた人々が、行政に対して被爆者としての認定を求めたところ、認定を拒否されてきたという事件です。提訴後10人が既になくなっていましたが、広島地裁は原告41人について行政処分の取消を認めたのでした。この勝訴判決の一報が場内に放送されるやいなや、会場内の人々が喜びの声を上げました。私も被爆という大きな苦しみの他に認定拒否という苦しみと闘ってきた原告の為にも、国が控訴をしないことを心から願いました。翌8月5日、私たちは「岩国・呉基地調査」に参加してきました。広島市内から呉までバスで行き、呉・岩国基地を船やバスで見学し説明を受けました。岩国の米軍基地では、米軍再編の流れの中、私たちの住む神奈川の横須賀基地から空母艦載機が移転するという合意が日本政府及びアメリカ政府の合意で決定されています。この空母艦載機移転のために、現在岩国基地では大規模な滑走路を沖合いに建設工事が進んでおり、私たちはこの工場を見学したのです。工場現場は瀬戸内海の青い海がまぶしい埋立地でしたが、38度を超える気温の中で1時間ほど説明を受けた私たちは、その暑さと工事内容の無謀さにクラクラと目眩を感じました。というのは、今年の3月、岩国市では住民投票が行われ、住民の過半数が空母艦載機移転案に反対の意思を表明しています。それでも、移転の計画は住民の意思を無視して着々と進んでいるのです。そして工事が終了すると、美しく青い海の中の滑走路で、私たちが住む神奈川で厚木の住民を悩ませてきた夜間離着陸訓練等が行われることになることでした。住民も私たちも、平和な世界、平和な日本を望んでいるのにこの様な民意を無視した国策が止まることなく進んでいるという現実には頭がクラクラしました。

8月の広島、岩国、呉は連日37、38度という猛暑でしたが、暑さにあえぎつつも世界大会に参加したことは、私にとって多くの問題を提起された有意義な経験でした。



外部団体 企画紹介

神奈川県内、もしくは東京でこれから行われる企画をご紹介します。紙面の都合上、詳細は割愛させていただいております。連絡先を記載しておりますので詳細や参加方法はそちらにお問い合わせ下さい。

◎ 憲法・国民投票法関係

① さがみ九条の会 憲法公布記念集会 11月3日(金) 14:00~16:00

「人類および日本の将来と憲法第九条」

講師：武祐一郎さん

場所：「ソレイユさがみ」セミナールーム1号室（橋本駅サティ6階）

連絡先 TEL：042-772-2939(ひかり幼稚園気付)

② 憲法九条を考える 相模原市民のつどい 11月29日(水) 18:30~

憲法九条を考える 相模原市民のつどい実行委員会

～子どもたちに引き継ごう 戦争をしない国を～

講演：川田龍平氏（元東京H I V訴訟原告、現在は松本大学非常勤講師）、
小森陽一氏（九条の会事務局長）

場所：相模原市民会館

参加費 500円 連絡先 TEL：042-754-1887

◎ 教育基本法関係

① 教育基本法の改悪をとめよう！11・12全国集会（←横浜合同9条の会おすすめです！）

11月12日(日) 13時 開場

13時30分 開演

15時30分 デモパレード出発
へ)

場 所：東京・日比谷野外音楽堂

参加費：無料（カンパのお願いあり）

主 催：教育基本法の改悪をとめよう！全国連絡会

連絡先：文京区本郷 5-19-6 坪井法律事務所内

連絡先 TEL (fax)：03-3812-5510

メール：info@kyokiren.net



(銀座)



憲法問題学習会への講師派遣について

昨年より憲法問題学習会へ当事務所の弁護士を講師として派遣しております。昨年より労働組合等の団体からあわせて約50件以上の要請を頂きました。ご希望の方は当事務所までご連絡ください。費用、人数等につきましてはご相談ください（原則は3名以上のご希望がある場合とさせていただきます）。

12 / 2 (土) 当会企画場所地図 (横浜ワールドポーターズ 6階 045-212-3165)



(同所ホームページより引用)

電車 みなとみらい線・みなとみらい駅、馬車道駅より徒歩5分

JR・市営地下鉄桜木町駅から自動車道経由で徒歩10分

JR 関内駅北口、市営地下鉄関内駅から馬車道経由で徒歩10分

バス 桜木町駅前バスターミナルより「赤レンガ倉庫」行き
「ワールドポーターズ」下車



お願い

横浜合同法律事務所9条の会では、入会申込みを随時受付しております。ご家族、ご友人でご賛同いただける方がおられましたら、ご紹介ください。

また、当会では、会の経費・維持費として、カンパの御協力をお願いしております。御協力いただける方は、郵便振替用紙を送付させていただきますので当会まで御連絡をお願い致します。

- * 今回、自由法曹団作成の小冊子「国民投票法反対読本」を同封させていただきました。憲法改悪のための手続き法についてわかりやすく書かれています。ニュースと合わせてお読みください。
- * 入会時、ニュースのメール配信をご希望された方にも郵送でお送りしております。ご都合の悪い方はお手数ですがご一報くださいますようお願いいたします。